

「第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画(案)」に係る
パブリック・コメントの実施結果について

1. 趣旨

「第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画(案)」についてのパブリック・コメントを下記2記載の期間実施し、16名の市民から79件の意見が寄せられました。

ついては、寄せられた意見に対する「市の考え」について、市の政策経営会議により回答案が決定いたしました。

また、関連して「第3期守谷市子ども・子育て支援事業計画(案)」の修正を行いましたので、併せて計画案をご審議いただくものです。

2. パブリック・コメント実施期間

令和6年12月12日(木)～令和7年1月14日(火)

3. パブリック・コメント実施結果

意見の提出者:16人 意見件数:79件

A:意見の内容が計画案に含まれているもの	24件
B:意見を踏まえた修正・対応をするもの	2件
C:意見または要望として承ったもの	29件
本計画案の内容に関する意見ではない所感	24件
計	79件

4 寄せられた意見の概要と意見に対する市の考え方

番号	該当 ページ	意見の概要	意見の 反映結果	意見に対する市の考え方
1	P11～P18	守谷市独自の施策とそうでないものがわかると、より市政の対応に対する恩恵を感じられた、市にありがたみを感じて定着につなげることができるので良いと考えます。	B	御意見いただいた内容については、参考にさせていただき、P11～P18の取組に市独自事業には「★独自」と記載いたします。
2	P16	昨年度の全中学校への校内フリースペース設置に続き、今年度より小学校にもフリースペースが設置されました。また、黒内小では、独自にフリースペースを設けていただいております。大変有難く思っております。早期の全校設置をお願いいたします。 また、フリースペース内の充実についてもぜひお願いいたします。学年や状況が異なる児童（学習を進めたいと思っている児童、休息が必要な児童など）一人ひとりの支援には、フリースペース利用者数に合わせて、支援員+補助員、または支援員2名等の体制が必要と考えます。学校や教室に行きづらい児童には、なにかしらの傷つき体験がある場合もあります。フリースペースが、そのような児童にとって、学校は安心できる場所だと感じられる居場所であってほしいと思います。6歳から12歳までの大切な時間を有意義に過ごすために、是非ご検討をお願いいたします。 (同様の御意見1件)	A	令和7年度にむけて、市内全小学校に、校内フリースペースを設置することができるよう、予算要望を行い、準備を進めています。 現在は、一つのフリースペースに対して1名の支援員を配置しています。様々な状況やニーズによってフリースペースを利用している児童生徒がおりますので、そうしたニーズに応えられるような条件整備を進めていきたいと考えています。
3	P16	校内フリースペースを設置だけで	C	これまで1名配置だったスクー

		なく専門の知識を持った職員の配置をしていただきたい。 (同様の御意見3件)		ルソーシャルワーカーを、今年度（令和6年度）より、4名に増員し、中学校区ごとに1名配置しました。保護者や児童生徒の困りごとや悩みを聴き取り、関係機関につないだり、定期的に家庭訪問を実施し、不登校傾向にある児童生徒の支援をしたりしています。
4	P16	国の5省庁連名の香害啓発ポスターを、市内の保育園、幼稚園や小学校等に掲示する。また、保護者にも香りの強い柔軟剤の使用を控えるよう呼びかけを行っていただきたい。	C	【インクルーシブ教育の実践】にある合理的配慮として環境過敏症等の啓発や知識の普及に取り組みます。具体的な方法についてはポスターの掲示を含め検討します。
5	P16	「インクルーシブ教育システム」や「ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくり」とはどんなことでしょうか？用語が分かりにくいので分かりやすく説明をしていただきたいです。	C	「インクルーシブ教育システム」においては、同じ場で共に学ぶことを追求するという考え方を背景に、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、そのニーズに的確に応える指導を提供します。誰にとっても分かりやすい環境を整えるために「ユニバーサルデザインの考えを取り入れた授業づくり」を推進しています。例えば、学習の手順を口頭による説明のみでなく、黒板などに視覚的に掲示することで、情報を理解しやすくすることなどが挙げられます。また、障がいのある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的に、必要かつ合理的な取組をすることを合理的配慮といいます。
6	P17	子供の防犯対策の充実において、防犯カメラの増設、千葉県で実施している「ワンワンパトロール」	C	御意見いただいた内容については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

		など既に存在している地域の目を生かした活動支援をしていただきたい。		
7	P17	通学路の安全確保は、毎年１回では少ないと感じます。また、北園交差点や黒内小前での事故発生現場、愛宕中学校付近等、いつも改善が求められるところの改善が現時点では達成できていないように感じます。もちろん関係各所との調整や予算の確保、対策の実行は非常に困難であるとは思いますが、この取り組みにおける問題提起の優先度を高めることが必要と感じます。点検を実施して終わりという記載ではなく、解決までをコミットすることが重要に感じました。特に重点個所については市長を含めた方たちで現場視察を実施し、過大を肌で感じていただくという取り組みは市民に対するアピールとしても、実効性という観点でも有意義かと考えます。	A	警察や関係機関との通学路合同点検は年に１回ですが、随時学校とともに通学路の点検確認は行っており、危険箇所と判断した場所には路面標示や周知看板の設置を行っています。歩道の拡幅等のハード面の整備には相当の時間がかかることから、学校関係者（PTA）や地域の方々に協力を呼び掛けるなどして、児童の安全確保のための応急的な対策（通学経路の見直し等）を実施しております。なお、万が一事故等が発生した場合は、学校とともに現地確認等を行い、関係機関に対し安全対策に関する協議や要望を行っております。いただいた御意見を参考に、今後も課題解決に向けた対策を行ってまいります。
8	P18	遊び場・居場所について、近隣市町村に比べ、魅力ある大型遊具のある公園がないように感じます。公園自体の数は多く助かっていますが、より遊びやすい公園があるとありがたいです。特に取手市のように無料でBBQができる施設などは非常に助かるので、守谷市でも導入していただけるとありがたいです。松並青葉地区の公園は児童数に比べて狭く、遊具も少ないです。通路や水路と公園が兼ねられているため、実際に遊べるスペースも限られてしまいますので、	C	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。 なお、守谷市でも安価にBBQが楽しめる施設として、もりや学びの里がございますので、ご利用についてご検討いただければと思います。

		松並青葉近隣にも充実した公園を作っていただけると過大規模により一部で希薄になるコミュニティの繋がりをつなぎとめることにもつながると感じます。 (同様の意見 1 件)		
9	P18	いじめの防止はもちろん重要ですが、いじめが発生した後はどうするかがより重要と思います。防止しきれるものではないと考えるため、その対策をどうしているか、その点も重要な施策と考えます。特に、校内フリースクールにも関連しますが、いじめられた児童の学習の機会を奪われることがないよう、海外事例も参考にした先進的な取り組み（いじめられた側ではなく、いじめた側が隔離され、教育される等）も必要に思います。いじめの発生を学校の問題として捉えるのではなく、いじめにどう対処したかをきちんと評価し、展開していく仕組みが肝要であると考えます。 (同様の意見 1 件)	A	毎月、各校において、校内いじめ対策委員会が開催され、いじめの認知について検討しています。いじめとして認知した場合には、いじめた側、いじめられた側、双方の関係を把握する共に、少なくとも3ヶ月の間、いじめが続いていないか見守ります。いじめられた側の児童生徒の心理的ケアを十分に行うと共に、例えばいじめを行った児童生徒は別室で学習する等、いじめられた側に寄り添った環境調整をし、安心して通うことができる学校づくりに努めます。 また、スクールカウンセラーによる教育相談を定期的の実施したり、県にカウンセリングアドバイザーやいじめ解消サポーターの派遣を依頼したりすることで、外部機関と連携しながらいじめの未然防止に努めています。 令和6年度より、市内公立全小中学校において、いじめの未然防止を目指した授業「いじめ防止プログラム」を開始しました。4月にいじめの定義について、児童生徒、保護者、教職員で確認し、6月、9月、11月に学級活動や道徳の時間を活用し、様々な角度からいじめ防止について考え、実践

				する時間を確保しています。																																							
10	P32	就学前児童の状況について、認証 保育園利用者はたったの5人なの でしょうか？ 認証園を見る限りもっと多いと感 じます。	A	令和6年4月1日時点の認証保 育園の利用児童数は5人です。																																							
11	P33	認可保育所及び認証保育園につい て、令和5年度の利用保留児童数 は300人を超えています。これ は待機児童が実質ゼロではなく希 望している保育所に入所が叶わな かった方が一定数いらっしゃる という理解であってますでしょ うか？また、入所できなかった方 について、認証保育所に対応、育児 休暇等の記載がありますが、各人 数を教えてください。	B	認可保育所及び認証保育園の保 留児童数の記載に誤りがありま したので、次のとおり修正いた します。 <table><tr><td></td><td>修正前</td><td>修正後</td></tr><tr><td>H30 年度 4 月</td><td>426 人</td><td>374 人</td></tr><tr><td>10 月</td><td>484 人</td><td>400 人</td></tr><tr><td>R 元年度 4 月</td><td>407 人</td><td>397 人</td></tr><tr><td>10 月</td><td>468 人</td><td>366 人</td></tr><tr><td>R 2 年度 4 月</td><td>396 人</td><td>366 人</td></tr><tr><td>10 月</td><td>441 人</td><td>328 人</td></tr><tr><td>R 3 年度 4 月</td><td>312 人</td><td>197 人</td></tr><tr><td>10 月</td><td>378 人</td><td>208 人</td></tr><tr><td>R 4 年度 4 月</td><td>287 人</td><td>154 人</td></tr><tr><td>10 月</td><td>340 人</td><td>151 人</td></tr><tr><td>R 5 年度 4 月</td><td>257 人</td><td>115 人</td></tr><tr><td>10 月</td><td>318 人</td><td>127 人</td></tr></table> なお、教育・保育施設型給付・ 地域型保育給付の量の見込みに 影響はありません。 令和5年度10月時点の利用保 留者数は127人でした。各園 に定員がありますので、希望し ている保育所に入所が叶わな かった方がいます。 なお、利用保留者数は127人 の対応状況については、育児休 業中の方が101人（内、74		修正前	修正後	H30 年度 4 月	426 人	374 人	10 月	484 人	400 人	R 元年度 4 月	407 人	397 人	10 月	468 人	366 人	R 2 年度 4 月	396 人	366 人	10 月	441 人	328 人	R 3 年度 4 月	312 人	197 人	10 月	378 人	208 人	R 4 年度 4 月	287 人	154 人	10 月	340 人	151 人	R 5 年度 4 月	257 人	115 人	10 月	318 人	127 人
	修正前	修正後																																									
H30 年度 4 月	426 人	374 人																																									
10 月	484 人	400 人																																									
R 元年度 4 月	407 人	397 人																																									
10 月	468 人	366 人																																									
R 2 年度 4 月	396 人	366 人																																									
10 月	441 人	328 人																																									
R 3 年度 4 月	312 人	197 人																																									
10 月	378 人	208 人																																									
R 4 年度 4 月	287 人	154 人																																									
10 月	340 人	151 人																																									
R 5 年度 4 月	257 人	115 人																																									
10 月	318 人	127 人																																									

				人が育児休業延長希望者)、認証保育園（定員63人）を利用した方が7人、幼稚園の預かり保育を利用した方が5人、その他の方が14人となっています。
12	P40	放課後子ども教室の利用状況について、両親の就労割合に対し、利用希望が少ないように感じますが、その理由分析はされているのでしょうか。	A	放課後子ども教室は、共働き家庭のお子様に限らず、小学1～3年生が利用できます。当該事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、令和2年度から中止していましたが、学校の日課や施設時刻に合わせて実施時間の短縮や対象学年を限定し、令和6年9月から再開しました。 児童クラブ利用児童との交流時間が不足しているなどの声は承知していますので、交流活動の充実やスポーツ・文化活動をはじめとする継続的な学びの提供についても検討してまいります。 なお、共働き家庭の支援策として、通年で児童クラブを開設していますので、必要に応じてご利用を検討ください。
13	P62 P63	認可保育所及び認証保育園で、保育園を必要としている方が多く住むエリアこそ保育所が必要であると思いますが、現在の守谷市の保育所の立地状況は場所の配慮が十分であるとは思えません。そのため、特に駅周辺に住んでいるご家庭の中には自家用車がない、また早朝の電車で通勤しなければならない等、現実的に通園できる保育所が限られる方も多く存在していると思われます。 以下3点についてお聞かせください	A	①の回答 →駅近くへ保育所を移転、新設する予定はありません。 ②の回答 →今後、老朽化に伴う対応を検討していく予定です。建物については安全に使用できるよう点検を行っていきます。 ③の回答 →送迎ステーションを実施する予定はありません。

		い。 ①今後の駅近くへの保育所の増設予定、既存保育所の移転計画についてお聞かせください。 ②土塔中央保育所はかねてから耐震の課題があったと思います。もし移転、建て替えする場合には駅近く（松並青葉地区、ひがし野地区、中央等）での建て替え計画をお願いします。 ③建て替えには時間を要すると思いますので、保育送迎ステーション等の仕組みの導入を早急にご検討願います。		
14	P69	地域子育て支援拠点事業が、松並青葉には小学生以降が通える施設がありません。今後の見通しを教えてください。 あそびの森もりっ子は、小学生はいけないので兄弟が就学してしまう家庭はどうしたら良いのでしょうか？前回タウンミーティング等で検討中とのことでしたが進捗を教えてください。 (同様の御意見5件)	A	「地域子育て支援拠点事業」は、未就園児親子を対象とした事業です。小学生までの居場所としては、「守谷駅前親子ふれあいルーム」を設置しています。中学生以上の居場所については、現在、「守谷駅東側周辺の子育て・教育環境等を検討するための有識者会議」を組織し、検討をしているところです。 あそびの森もりっ子は大型遊具を用いて思い切り体を動かし、運動機能の発達を促すことを目的とした、親子が安心して一緒に遊べる施設です。面積が限られており、乳幼児と小学生以上の児童が同時に使う場としては、安全性が確保できないことから、利用対象を未就学児に限らせていただいております。
15	P73	子育て世帯訪問支援事業」に関してなのですが、見込み数が毎年「1」になっておりますが、産前	A	見込数を「1」としている理由は、当市においては「子育て世帯訪問支援事業」の対象者を児童福祉法

		産後のサポートが一切ないご家庭はもっと多くありますし、寝不足の中困っていらっしゃるママたちも多くいらっしゃいます。 児童福祉法における「子育て世帯訪問支援事業」にはヤングケアラーの家庭も含まれていますので、こちらも含むともっと必要としている世帯は多いのではないかと思います。 お隣のつくばみらい市では来年度から市の助成で、1歳までの全家庭が「子育て世帯訪問支援事業」のサポート受けられるように進めています。ぜひ守谷市でも検討をお願いいたします。		(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定する要支援児童等を養育する世帯としているためです。ヤングケアラーも当該世帯として対象に含まれています。 つくばみらい市の考え方も、ほぼ同様であることを確認しました。この事業とは別に、産前産後のサポートが必要な家庭に対しては、「出産・子育て応援助成券」を利用できるよう調整しています。
16	P73	子育て世帯訪問支援事業は、事業内容としては素晴らしい事業だと思いますが、利用実績1名、今後の予定も1名の見込となっています。公金を使い、1名のための事業計画というのは違和感があります。広報が不足しているのか、利用するための条件等の仕様がニーズとマッチしていないかなど、精査する必要があると思います。そのうえで当事業を計画に盛り込むとなった場合は、その合理的理由および公共事業として適切な事業計画をお示し願います。	A	見込数を「1」としている理由は、当市においては「子育て世帯訪問支援事業」の対象者を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定する要支援児童等を養育する世帯としているためです。当該世帯数は少なく、事業の適用が必要とアセスメントする世帯はさらに少ない状況です。 しかしながら、公共事業の使命である「こどもの安全・安心を守るため」に必要な制度であることから実施するものです。
17	P80	病児・病後児保育事業は、毎年、増加傾向にある実績に対して、量の見込を令和11年まで250人としている理由を教えてください。また、量の見込が250人とするならば、定員3名分の予算を確保している理由を教えてください。	A	病児・病後児保育事業の量の見込みは年間延べ利用実績に基づき算出しています。ピーク時対応として、1日あたり3名の定員を確保しています。

		い。(2名以上の利用希望があった場合でも、お断りするという意味／運用にも見えてしまいます)		
18	P80	病児・病後時保育事業は大変助かっています。しかし、とても有意義な事業であるからこそ、病児・病後時保育は不足していると感じます。延べ人数で見るとはではなく、一日により多くの児童を受け入れられる人数量で計画すべきと考えます。総合第一病院で一日に3人とかでは、感染症等の流行期にはすぐに不足してしまうでしょう。総合第一病院の一箇所に集中すると医師やスタッフの負担も過剰となります。利用人数が伸びていないのは預ける場所の問題も必ずあります。市内複数の箇所で事業を行えるように、支援計画を改めていただければ幸いです。 (同様の御意見3件)	A	市内には守谷市が委託している「すこやかルーム(定員3名)」が1ヶ所ありますが、認可外保育施設が独自に運営しているところが松並青葉地区に1ヶ所あります。本計画では新たな施設の設置の予定はありませんが、今後も利用状況等に応じて検討してまいります。
19	P83	黒内小学校のみで利用できる私立学童があるが、他校でも利用できるようにしていただきたい。	A	黒内小学校児童対象の民設民営児童クラブは、児童数が増加している黒内小学校区において、今後更に、就労等で保護者が不在になる家庭の児童が増加し、令和6年度時点で待機児童が生じる見込みになったため、公設児童クラブの増設を検討しましたが、それだけでは対応しきれない状況にあったことから、令和6年4月に黒内小学校に近接する場所で新たに児童クラブを設置・運営できる民間事業者を募集し開所したものです。令和7年度からは、黒内小学校通学区域の一部変更や、スクールバスを利用した特定地域

				選択制度により通学校を変更するなどの対応をいたしますが、それでも施設の不足が続く見込みですので、現在開所している黒内小学校児童対象の民設民営児童クラブ（2施設）における利用児童の拡大は難しい状況です。他校については、ご利用いただける民設民営児童クラブが1施設あり、市ホームページでお知らせしています。今後も、各学校の利用状況等を把握しながら待機児童ゼロに向けた保育環境の整備に努めてまいります。
20	P83	学童に通っている児童が少ないとあったが、親が通わせたくても、うるさすぎるから、やんちゃな子がいるからの理由で、子どもの方から辞めたいと訴えがあり、留守番させている状況をいくつも聞いている。そのことに対する改善策はあるのか？黒内小学童に関しては、人数が多すぎて適応できない児童が多い。	C	保護者の皆様の就労支援策となる児童クラブの利用については、通年利用で全校児童の約30%、長期休業期間のみの利用を加えると約35%が利用（令和6年4月1日現在）しており、年々増加傾向にあります。また、黒内小学校児童クラブについても、概ね同様の割合であり、利用児童数に応じた支援（部屋）数の確保に努めています。 児童クラブでの生活を通して、いただいた御意見のような不安等がある場合は、必要な対策を講じるようにしていますので、生涯学習課又はご利用の児童クラブにご相談ください。
21	P84	ファミリーサポートセンター事業で、預かり保育をしてくれる場所が1か所（キターレ）となっています。電車で行く際に預けたい時があるため駅の近くの設置を希望します。	A	守谷駅に近い場所としましては、北園保育所集会室内でも毎週水・木の2日間、同事業を行っております。 御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

				できます。
22	P95	PDCA に関していつどのような形で振り返りを行い市民に説明するかを明確にすることで、計画をスムーズに進行できると考える。	A	毎年度保健福祉審議会へ進捗を報告し、必要に応じて計画の見直しや施策の改善につなげていきます。また、計画の実績については、9月頃に市ホームページで公表する予定です。
23	その他	満足度アンケートで、どの世代も前回より減少していることに関して、どう受け止めているのか？満足度を上げるために何か対策は講じないのか？また、どういうことで不満を抱いているのか、把握しているのか？ (同様の御意見2件)	C	満足度アンケートの事由記載欄により、 ○未就学児の保護者のニーズ ・子育て環境の整備 ・子育て世帯に対する医療費 ・保育料等の子育てにかかる経済的な支援等 ○就学児の保護者のニーズ ・経済的な支援 ・教育・学校施設やシステムの充実改善 ・場（遊び場・居場所等）づくり等 が記載されていました。こうした御意見を今後の政策検討の参考にさせていただきます。
24	その他	施設型給付・地域型保育給付の保育施設が充実し、子育て世帯が実態に合った施設を選べるほどに拡充していただいていることはとてもありがたく、助かっています。	C	御意見ありがとうございます。
25	その他	病児・病後時保育事業は、大変助かっております。これからも継続をお願いいたします。	C	御意見ありがとうございました。
26	その他	子どもの人口を増やすための方策が見えません。人口がただ減るといった後ろ向きな観点なので、そういった未来にならないよう、守谷の未来を支えるために今いる母親たちにもう一人多く産んでもらう	C	当該計画は子ども・子育て支援法に基づく、幼児期の教育、保育、地域の子育て支援（対象事業の範囲は法定）の需給計画であり、少子化対策につながる計画と位置付けています。

		ための施策を考えていただきたい。 (同様の御意見 4 件)		
27	その他	いろんな場所に子育て施設を設置していても、車ありきの人ではないと利用できないと感じる。(バスがない、免許がない世帯が多いところに施設がない) どうか利用しやすいようにできないか？	C	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
28	その他	総数 100 ページを超える計画案の作成には大変な労力がかけられていると思われ、頭が下がる思いです。一方、計画案の読み手にとってはエッセンスをまとめた要約があると助かるのも実情です。支援計画を策定した後にも、市民が大まかに素早く理解できるよう、要約を作成くださると嬉しいです。 (同様の御意見 1 件)	C	概要版を作成いたします。御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
29	その他	子どもが減少する前提で各種施策をたてていますが、予測との乖離状況の確認はどのタイミングでどのように実施するのでしょうか？ また、軌道修正した情報の公開方法についてご回答願います。	C	計画は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 か年計画ですが、中間年(令和 9 年)に計画の見直しを行います。情報は市 HP 等で公開いたします。
30	その他	入所予約制度で収入減となる保育事業者に、年度内想定収入の減少分の一部を補填する支援をお願いします。入所予約制度は守谷市独自の非常に良い事業だと思い、市民として日頃から感謝していますが、その負担が運営企業にのみに行ってしまうと、企業の運営の不安定化を招きかねません。そのしわ寄せが保育士の処遇にまで及ぶ可能性も十分にあると考えています。保育士も含めた質の良い保育	C	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。

		環境の整備が子どもたちの健やかな成長の礎となります。前向きな対応をよろしくお願い申し上げます。		
31	その他	第1期、第2期の事業計画の評価内容およびその経緯、第3期に反映した内容がわからないため、その点の判断がつかず、コメントができないことがせっかくのパブリック・コメント制度の活用という点でもったいないと感じます。	C	御指摘の点につきましては、今後の政策検討の参考にさせていただきます。
32	その他	新2号認定で幼稚園に通っている場合、どうしても園の都合で預かり保育ができない期間があるので、自治体でその期間のケアをしていただきたい。(特に年長児の卒業式から在校生の終業式までの期間)	C	御意見については、市が保育を行うことはできませんが、一時預かりやファミリーサポートをご利用ください。御意見の期間については、民間保育所が行っている一時預かり事業やファミリーサポート事業でお預かりができます。ご不便をおかけいたしますが、そちらの利用をご案内しております。
33	その他	子ども・子育て支援事業という名目ではあるが、出生～未就学時期に偏っており、P41で満足度の低い小学生への対策が不足していると考え。(また、本件は未就学メインということであれば案件名を変えたほうが誤解を生まないと考える。)	C	小学生への対策については、今後の政策検討の参考にさせていただきます。案件名については、子ども・子育て支援法に基づく計画のため、変更は行いません。
34	その他	スマートフォンで資料を閲覧する場合、市長挨拶が載らないのはなぜか？市長の方針があつての案ではないのか？	C	計画策定時に市長挨拶を掲載します。本計画案には市長の方針は当然、反映されております。